

令和5年度社会福祉法人匠瑳市社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

今日の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、社会経済情勢の変化を背景に、無縁社会の広がりや地域のつながりの希薄化、孤独死、引きこもり、虐待、家庭内暴力、自殺、生活困窮など、地域における福祉課題や生活課題は複雑化、多様化しています。

こうした中、令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本会では、地域共生社会の実現に向け、匠瑳市と令和2年に「第2次匠瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念として、地域住民や関係機関・団体と連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。

しかし、約3年間の新型コロナウイルス感染対策の長期化により、地域住民による福祉活動やボランティア活動の休止や縮小が余儀なくされ、必要な支援が届きにくい状況や高齢者の虚弱化の進行が懸念されています。

このような中、5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類に引き下げられることから、感染防止対策に配慮した上で、地域福祉活動・ボランティア活動の再開をめざしていきます。

生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業では、生活困窮世帯の自立に向けた支援を実施し、日常生活自立支援事業や法人後見事業による高齢者や障がい者の権利擁護を図るなど、総合的な相談支援体制づくりを推進します。特に、本年1月からコロナ特例貸付の償還が始まったことから、返済に関する適切な相談指導を行い、一方、返済が困難な方などの情報収集に努め、関係機関と連携し、寄り添った相談支援に努めます。

介護サービスや障害福祉サービス事業については、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、必要なサービス提供を維持します。

生活支援体制整備事業は、引き続き地域での話し合いを進め、試験的にを行っている「ちょこっとサービス」は持続可能な方向性を検討します。

また、法人運営については、財源の確保と収支バランスに配慮した安定運営を図るとともに、ガバナンスの強化や積極的な情報発信に努めるなど、より透明性の高い組織運営を図ります。

【重点事業】

○地区社会福祉協議会（地区社協）との連携強化と活動支援

地域福祉活動の基盤として、市内11地区に設置されている地区社協と市社協の連携を強化し、一層の活動の活性化を図るとともに、地区の実情に合わせた活動の支援を継続的に行います。

○日常生活自立支援事業等の周知及び法令を遵守した運営

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方等が地域で安心して生活できるように、適切な福祉サービス利用や金銭管理等を支援する、「日常生活自立支援事業（すまいる）」及び「法人後見事業」の周知を図るとともに責任と透明性のある事業として円滑な運営に努めます。

○生活福祉資金貸付事業を活用した生活困窮者自立支援事業の推進

失業等により生活が困窮する方などに、自立相談支援を行うとともに、必要に応じて生活福祉資金貸付事業を活用しながら、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

また、令和5年1月からコロナ特例貸付の償還が始まったことから、返済に関する適切な相談指導を行います。一方、返済が困難な方には、自立できるためのさまざまな問題に寄り添い、それらの課題解決に向けて関係機関、団体等と連携した支援体制づくりに努めます。

○社会福祉推進委員の活用

地域福祉の担い手不足の解消と活動の活性化を目的に設置した「社会福祉推進委員」は、地区社協に所属し、災害時等に安否確認の必要な方の名簿整備や困りごとを抱えた方の発見など、地区社協の活動の活性化と問題対応体制の強化を図ります。

○生活支援体制整備事業の推進

第1層協議体である「匠瑳市地域支え合い推進会議」の生活支援コーディネーター（SC）を核として、住民主体の支え合い助け合い活動の推進を図ります。地域包括支援センター等と連携し、関係機関、団体とのネットワークの構築を図り、地域の実情に応じた取組みを進めます。

○住民参加型有償在宅福祉サービス（ちょこっとサービス）の提供

高齢・身体・介護・お育てなど、さまざまな理由で、日常生活上のちょっとした困りごとを抱えている方に対して、モデル試験的に行っている「ちょこっとサービス」については、そのサービス内容、運営方法などを研究し、持続可能な方向性を検討します。

○第2次匠瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画は、行政計画である匠瑳市地域福祉計画と一体で策定しており、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を目指すため、地域住民、関係機関等と連携して、推進体制の構築と計画の推進を図ります。

○防災・災害支援対策の推進

地震等による大規模災害の発生に備え、近隣社協と共同で災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアセンターの設置及び運営に係る協定等の締結に向けて、関係機関等との協議調整を図ります。

○新型コロナウイルス感染防止に配慮した地域福祉活動・ボランティア活動の推進

5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類が2類相当から5類に引き下げられることから、感染防止対策に配慮した上で、地域福祉活動・ボランティア活動の再開をめざしてまいります。

○介護サービス、障害福祉サービスの継続実施

高齢者や障害者に対する訪問介護事業、小規模多機能型居宅介護事業など、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、利用者に必要なサービスが継続して提供できるよう努めます。

【事業の主な内容】

事業名	目的	主な実施事項
法人運営並びに連絡調整	法人の計画的で適切な運営を図り、進捗状況を管理し、効率的で効果的な事業運営を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・評議員会の開催 2. 監事監査の実施 3. 正副会長会議の開催 4. 評議員選任・解任委員会の開催 5. 組織基盤の強化(会員募集等) 6. 自主財源確保及び経費削減の推進 7. 匝瑳市との連携強化
広報啓発事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう広報啓発活動を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社協広報紙「ほっとそうさ」の発行(年2回) 2. 社協ホームページの更新管理 3. 社協活動紹介のパンフレットの作成 4. 福祉教育に関する備品の貸出 5. 体験教室(出前講座)へのボランティア講師等の派遣
地区社協活動支援事業	地域福祉活動の基盤となる地区社協に対して、事業・財政面の支援を行うとともに、地区社協との連携強化を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協活動への支援 2. 地区社協会長会議の開催 3. サテライトデイサービスの開催協力 4. 地域福祉フォーラムの支援
社会福祉推進委員設置事業	地区社協と協働し、地域住民の福祉ニーズ、情報を把握するために社会福祉推進委員を設置する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協との連携 2. 活動費の助成
あんしん箱配付事業	ひとり暮らしの高齢者等が緊急入院する場合に必要な物品や個人情報を受納し持ち出しできるあんしん箱を配付し、民生委員や地域の方たちが速やかに対応で	<ol style="list-style-type: none"> 1. あんしん箱の配付 2. あんしん箱利用状況調査の実施 3. あんしん箱配付事業の周知

	きるよう支援を行う。	
ボランティア活動支援事業	<p>多様化するボランティア活動へのニーズに応じ活動援助、情報提供等を行い、引き続き、市民のボランティア活動への参加を促進するため、講座や研修会を開催する。</p> <p>また、地域における高齢者、障害者等を守るために地域住民と協働し地域づくりを推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの運営 2. ボランティアの登録・斡旋・調整 3. ボランティア活動保険の普及 4. ボランティア連絡協議会の運営支援 5. ボランティア情報紙「touch」の発行（年1回） 6. ボランティア講座の開催 7. 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの継続的な見直し 8. 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 9. 地域若者サポートステーションとの協働 10. ボランティア団体の活動支援
共同募金事業	<p>たすけあい精神の高揚と参加型社会福祉として、市民の善意を結集する赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動を推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県共同募金会匝瑳市支会の運営 2. 共同募金の周知及び広報 3. 赤い羽根共同募金運動の実施 4. 歳末たすけあい運動の実施 5. 地域福祉活動団体への助成 6. 見舞金の配付 7. 関係機関との連絡調整 8. 赤い羽根子供の遊び場の維持
総合相談事業	<p>市民が抱える生活や福祉等の各種相談に対応するため相談事業を実施する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無料法律相談（月2回）の実施 2. 高齢者、障がい者、児童などの福祉、介護等に関する相談（随時）の実施
訪問介護事業	<p>介護等が必要な高齢者宅に訪問し、身体の状態に応じて自立した在宅生活を送</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 訪問介護計画の作成 3. ヘルパーの派遣

	れるよう、身体介護、生活援助等のサービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 4. 関係機関等との連絡調整 5. ヘルパー研修等の実施 6. 介護報酬の請求
小規模多機能型居宅介護事業	介護等が必要な高齢者が、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」サービスを組み合わせて提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 小規模多機能型居宅介護計画の作成 3. サービス提供記録の作成 4. 食事の提供 5. 利用者及び家族からの相談及び助言 6. 運営推進会議の開催 7. 地域包括支援センター等関係機関との連絡調整 8. 事業の周知及び広報 9. 避難訓練の実施 10. 職員研修等の実施 11. 給付管理票の作成及び介護報酬の請求
障害福祉サービス事業	身体、知的、精神障害者の自宅等にホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供し、日常生活の維持向上を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 居宅介護計画の作成 3. ヘルパーの派遣 4. 関係機関等との連絡調整 5. ヘルパー研修等の実施 6. 障害福祉サービス費の請求
日常生活自立支援事業（すまいる）（県社協受託事業）	判断能力の十分でない高齢者や障がい者が安心して地域で生活を送るために必要な福祉サービスの利用援助や金銭管理を本人との契約により行う。	<ul style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービス利用援助 2. 財産管理サービス 3. 財産保全サービス 4. 日常生活自立支援事業の広報啓発活動 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> （ア）各機関との連絡調整会議、ケース検討の実施 （イ）生活支援員研修の実施 （ウ）各種関係機関・団体との連携

		づくり
法人後見事業	認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方の判断能力を補うため、成年後見人等を受任し後見業務を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見人等の受任 2. 被後見人等の身上監護及び財産管理 3. 法人後見運営委員会の開催 4. 関係機関との連絡調整 5. 成年後見に関する相談 6. 事業の周知及び広報
生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	低所得者、高齢者、障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を目的に貸付事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の貸付に関する相談・受付 2. 民生委員、関係機関との連絡・調整 3. 事業の周知及び広報 4. 滞納者の償還指導
生活困窮者自立支援事業（市受託事業）	生活困窮者に対して家計、就労などの相談支援を包括的・継続的に行い、早期に困窮状態から脱却することで自立の促進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の把握及び相談受付 2. 支援プランの作成 3. 支援調整会議の開催 4. ハローワーク等関係機関とのネットワークづくり 5. 事業の周知及び広報
応急援護事業	生活困窮者等で早急に援護を必要とする方を支援する。食糧の配付については、フードバンクちばと連携した取り組みを行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急援護費の対応 2. 応急援護の食糧配付 3. フードバンクちばのフードドライブ実施
生活支援体制整備事業（市受託事業）	高齢者が住み慣れた地域で日常生活が続けられるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1層協議会の運営事務 2. SCの配置 3. 地域ケア会議、地域包括支援センターとの連携 4. 関係機関等のネットワーク構築 5. 課題の発掘と解決の検討
住民参加型有償在宅福祉サービス事業（ちょこっとサービス）	日常生活のちょっとした困りごとを抱えている方に、住民相互の助け合いでどのように対応できるか検討を進める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 試験的实施内容の検証 2. ケアマネ等、関係機関との協議 3. 協力会員との意見交換 4. 各地区での協議

